

福岡市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
宇田川原	福岡市西区大字千里195-1先	昭和自動車株式会社が経営する一般旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「チョイソコよかまちみらい号」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年9月25日合意
筑前高校入口	福岡市西区大字千里342-8先			
千里	福岡市西区大字千里329-1先			
飯氏北(北向き)	福岡市西区周船寺1-21-25先			
飯氏北(南向き)	福岡市西区大字大字飯氏913-1先			
周船寺駅	福岡市西区周船寺1-1-43先			
周船寺小学校前(東向き)	福岡市西区周船寺1-16-7先			

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
ウエストヒルズ北(野方方面)	福岡市西区西の丘2丁目8先	西日本鉄道株式会社自動車事 業部が運行する一般乗合旅客自 動車運送(道路運送法施行規則 第3条の3第3号に規定する「区域 運行」に限る。)の用に供する自動 車に(通称「いきいきのるーと」)限 る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	福岡市地域公共交 通会議を経て、令和8 年8月27日合意
ウエストヒルズ南(野方方面)	福岡市西区西の丘2丁目23先			
生松台入口(野方方面)	福岡市西区生松台1丁目1先			
生松台一丁目(野方方面)	福岡市西区生松台1丁目9先			
生松台二丁目(野方方面)	福岡市西区生松台2丁目22先			
生松台三丁目(野方方面)	福岡市西区生松台2丁目25先			